九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

政党の内部規律と司法審査――共産党袴田事件（最３判1988年12月20日判タ694号92頁）

南野，森

https://hdl.handle.net/2324/25637

出版情報：2012-08
バージョン：
権利関係：

政党の内部規律と司法審査……共産党袴田事件

191 最3判昭和63・12・20判タ六九四号九二頁　　関連条文　裁判所法三条

政党が党員にした除名処分の司法審査は可能か。

事実　日本共産党の副委員長も務めたことのある幹部袴田里見が、党委員長宮本顕治らとの対立により党から除名処分を受け（一九七七年）、居住していた党所有の家屋を明け渡すよう党から求められた。

裁判所の見解　政党は、国民の政治的意思を国政に反映するための最も有効な媒体であり議会制民主主義を支える上できわめて重要な存在であるから、「高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をなしうる自由を保障」する必要がある。「政党の内部的自律権に属する行為は、法律に特別の定めのない限り尊重すべき」で、党員への処分が「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばない」。「処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合」でもその当否は、政党の自律的規範が「公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則ってなされたか否か」で判断すべきである。本件除名処分は、自律的規範としての党規約に則ってなされ、同規約が「公序良俗に反するなどの特段の事情」の有無につき主張立証がない本件では、その手続には何らの違法もなく、右除名処分は有効である。

解説　いわゆる部分社会論の考え方により司法審査を原則的に否定した判例として、地方議会の出席停止処分（189判決）、大学の単位認定行為（190判決）、政党の党員除名処分（本件）をめぐるものが挙げられる。司法審査の対象となるかは、重大事項（「単なる内部規律の問題に止まらない」もの）か否か（189判決）、「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる」か否か（190判決及び本件）で分けるのが判断枠組であるが、本判決は、一般市民としての権利の侵害につながる場合でも（訴訟物は建物明渡請求権等）、原則的に内部処分は手続審査に限定されるとして、審査の範囲を狭めている。

学説では、一口に「部分社会」としてまとめて論じることには否定的な見解が多く、地方議会については憲法九三条（や地方自治法）、大学については二三条、政党については二一条というように自律性を尊重する根拠に応じた個別的な検討が必要であるとされる。本判決が手続審査に限定する根拠として結社の自由と政党の議会制民主主義における重要性を強調しているのは、そのような立場に適合的であると解されよう。なお、いわゆる日本新党繰上当選事件（46判決）も政党による除名処分が争われた事件であるが、公選法の比例名簿登載者の除名届に関する規定の趣旨の解釈を重視した結果、手続審査すら否定している点など、本判決との違いに注意すべきである。

▼評釈――渡辺康行・百選Ⅱ202、山本龍彦・判プラ291